## 農地法第4条·5条 転用許可申請必要書類

受付日 受付者

様式有	必 要 書 類 名	必要部数	取得先等	備考	チェック橋
0	農地法第4条・5条許可申請書	2 部	農業委員会		
	申請土地の登記簿謄本	2 部 (原本とコピー)	法務局	謄本に表示された住所と現住所が異なる場合は、つながりが分かる書類を添付(住民票抄本又は戸籍附票抄本) ※3ヶ月以内のものを添付すること	
	法人の履歴事項全部証明書	2 部 (原本とコピー)	法務局	申請人が法人の場合	
	法人の定款	2 部 (コピー)	申請人	申請人が法人の場合(コピーに法人の原本証明が必要)	
	位置図	2部	申請人	1/5000~1/25000程度の図面	
	付近見取図	2 部	申請人	1/1500~1/2500程度の図面	
	字 図	2 部 (原本とコピー)	法務局		
	現況平面図	2 部	申請人		
	土地利用計画図	2 部	申請人	建物、駐車場、資材置場等の配置を記載 生活排水、雨水排水等の経路を図示	
	造成計画縦横断面図	2 部	申請人		
	建物平面図·立面図	2 部	申請人	建物の建築をともなう場合	
0	事業計画書	2 部	農業委員会	自己用住宅の場合は不要	
0	被害防除計画書	2 部	農業委員会	自己用住宅、植林の場合は不要	
0	資金計画書	2 部	農業委員会		
	資金証明書 (残高証明書・融資証明書等)	2 部 (原本とコピー)	申請人	※証明書は3ヶ月以内のものを添付すること	
	見積書	2 部 (原本とコピー)	申請人		
	土地改良区の意見書	2 部	土地改良区	申請土地が土地改良区の地域内の場合	
0	水利関係承諾書	2 部	農業委員会		
0	雨水・排水に関する誓約書	2 部	農業委員会		
0	農地転用許可申請に関する調書	1 部	農業委員会		
	代替地検討資料	1 部	申請人	農地区分が第1種農地・第2種農地の場合	
	道路·水路等占用等許可書等	2 部 (コピー)	道路·水路等 管理者	道路・水路等の占用、用途廃止、払下げ等が必要な場合 (占用等許可書または、受付印のある申請書の写し等)	
	その他書類	2 部		上記以外にも、転用の内容によっては必要な書類 があります。	
	国土利用計画に関すること	1000m以上の転用行為の場合、都市計画			·
	埋蔵文化財予備調査申請書 (朝倉市教育委員会文化課)	農地転用、又は盛土をともなう農地改良事業については、埋蔵文化財等の調査が必要となりますの必ず申請を行ってください。 お問い合わせ先 文化課文化財係 0946-22-0001(ピーポート甘木 内)			•
	担当農業委員への連絡				

※ 書類作成の詳細についてけ	農業委員会事務局へお問い合わせください

※申請の際には担当地区の農業委員に必ず連絡(説明)をしてください。(担当委員

連絡先

※申請締め切り日は毎月22日です。(締切日が土日祭日にあたる場合、または、年始年末等は締切日が前後する場合があります。)

※書類の不備や、農業委員への連絡がなされていない場合には、翌月以降に審議することになります。

申請人 問い合わせ先

TEL